

REEL No. A-0279

0279

アジア歴史資料センター

華中調查速報第一七六號

昭和十六年五月

國民政府公報抄（邦譯）

民國三十年四月十四日

第一六一號

興亞院華中連絡部

278

發送先

院

本
華北連絡部次長

蒙疆、廈門各連絡部長官

青島、張所長
漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、無湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

登錦園參謀長

特務機關本部長

上海、南京、蘇州、杭州、南通、蚌埠、安慶、無錫、特務機關長

在南京大使館

各々各各

三一一一一一一一一二二〇
部部部部部部部部部部部部

支那派遣軍總司令部報道部長
漢口陸軍警務部長
中支那派遣軍兵隊司令官
上海憲兵隊長
支那方面艦隊參謀長
海軍上校駐在武官長
第一海軍艦艇部長
漢口海軍特務部長
支那方面艦隊報道部長
上海方面艦隊根據地隊司令官

一一一一一一一一一一一
部部部部部部部部部部部

一〇
一部

凡例

- 一 本輯の名稱を華中調査速報とす
- 二 調査速報には國民政府公報及各院、部公報並に江蘇、浙江、安徽、各省公報及南京、上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 三 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を轉錄する方針なるも特に速報する價值僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又訓令以下は重要なものの事を摘錄す
- 四 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 五 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯、編輯に係る

目次

一、全國經濟委員會組織條例

二、鐵道部組織法

一
頁

全國經濟委員會組織條例

(中華民國三十年一月八日公布)

第一條 行政院ハ經濟建設ヲ促進シ及人民生計ヲ改善スル爲全國經濟委員會ヲ設ク

- (一) 國家經濟建設又ハ發展計劃ノ設計及審定ニ關スル事項
(二) 國家經濟建設又ハ發展計劃ニ需用スベキ經費ノ査定ニ關スル事項
(三) 國家經濟建設又ハ發展計劃ノ指導及綜合調整ニ關スル事項
(四) 經濟建設事業ノ指定又ハ發展計劃ノ直接實施ニ關スル事項

上項ノ直接實施事項ハ兩部會ニ關係シ行政院ノ指定ヲ經タルモノヲ以テ限ト爲ス

第三條 全國經濟委員會ニ委員長一人ヲ置キ會務ヲ主持シ行政院院長之ヲ兼任ス

副委員長一人ハ委員長ヲ輔佐シテ會務ヲ主持シ行政院副院長之ヲ兼任ス
委員六人ハ財政、工商、鐵道、農礦、交通ノ各部々長及本會ノ秘書長之ヲ兼任ス

第四條 全國經濟委員會ニ秘書長一人簡任・處長三人簡任・秘書四人乃至六人其ノ中二人ハ簡任餘ハ薦任・技正四人乃至八人其ノ中四人ハ簡任餘ハ薦任ヲ置ク
秘書長ハ委員長及副委員長ノ命ヲ承ケ會内一切ノ事務ヲ處理ス

第一條 全國經濟委員會ハ事務ノ必要ニ因リ顧問及專員ヲ招聘又ハ適宜ニ雇員ヲ採用スルコトヲ得
 第二條 全國經濟委員會ハ所管事務ニ就キ總務、設計及事業ノ三處ヲ分設シテ之ヲ處理スルコトヲ得
 第三條 全國經濟委員會各處ノ組織規定ハ別ニ之ヲ定ム
 第四條 本條例ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

鐵道部組織法

(中華民國三十年四月九日修正公布)

第一條 鐵道部ハ全國ノ國有鐵道、國道ヲ規劃、建設、管理シ及省有民有ノ鐵道公路ヲ監督スル事務ヲ掌ム
 第二條 鐵道部ハ本部ノ主管事務ヲ執行スル各地方最高級行政長官ニ對シテハ指導監督ノ責ヲ有ス
 第三條 鐵道部ハ主管事務ニ就キ各地方最高級行政長官ニ對シ法令ニ違反シ又ハ越權行爲アリト認メタルトキハ之ヲ行政院會議ニ提出シ議決ヲ經タル後之ヲ停止又ハ取消スルコトヲ得
 第四條 鐵道部ニ左記ノ各司ヲ置ク
 一一總務司

- 第五條 鉄道部ハ行政院會議及立法院ノ議決ヲ經テ各司及其ノ他ノ機關ヲ増設又ハ廢止合併スルコトヲ得
鐵道部ハ全國鐵道、國道ノ系統規則、鐵道會計統一、鐵道國道法規ノ編纂、鐵道國道ノ材料購入、技術審定ノ標準ノ爲行政院會議ノ議決ヲ經テ各委員會ヲ設置スルコトヲ得
- (一) 文書ノ受發、分配、起案、編輯及保管ニ關スル事項
(二) 部令ノ公布ニ關スル事項
(三) 官印ノ保管ニ關スル事項
(四) 本部及所屬各機關職員ノ任免及賞罰ノ記錄ニ關スル事項

6

5

- 第六條 業務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル
(一) 文書ノ受發、分配、起案、編輯及保管ニ關スル事項
(二) 部令ノ公布ニ關スル事項
(三) 官印ノ保管ニ關スル事項
(四) 本部及所屬各機關職員ノ任免及賞罰ノ記錄ニ關スル事項
- 第七條 業務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル
(一) 行政報告ノ編製ニ關スル事項
(二) 鐵道職員ノ待遇及保障ニ關スル事項
(三) 鐵道行政及技術人員ノ訓練及教育ニ關スル事項
(四) 鐵道職工ノ教育及附屬學校ニ關スル事項
(五) 本部經費ノ出納ニ關スル事項
(六) 鐵道職員ノ待遇及保障ニ關スル事項
(七) 鐵道行政及技術人員ノ訓練及教育ニ關スル事項
(八) 鐵道職工ノ教育及附屬學校ニ關スル事項
(九) 本部經費ノ出納ニ關スル事項
(十) 本部ノ庶務及其他各司ニ屬セザル事項
(十一) 本部ノ庶務及其他各司ニ屬セザル事項
(十二) 鐵道營業ノ設備及需要ノ審定ニ關スル事項
(十三) 鐵道運送料ノ規定ニ關スル事項
(十四) 國内外ノ聯絡運送ニ關スル事項
(十五) 鐵道營業ノ監督管理及發展改良ニ關スル事項

(六) 鐵道經濟ノ調査及設計ニ關スル事項
(七) 鐵道警衛ノ監督指揮ニ關スル事項
(八) 鐵道防疫及其ノ他衛生ニ關スル事項
(九) 省有民有鐵道業務ノ監督ニ關スル事項
(十) 國際鐵道ニ關スル事項

（十一）國道公路業務ニ關スル事項

第八條 財務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

(一) 鐵道經費ノ支配及保管ニ關スル事項
(二) 鐵道債務ノ整理及償還ニ關スル事項
(三) 鐵道ノ改良、擴張、建設費用ノ計劃ニ關スル事項
(四) 鐵道財產ノ處理ニ關スル事項
(五) 鐵道土地ノ買收及處分ニ關スル事項
(六) 省有民有鐵道財務ノ監督ニ關スル事項

第九條 工務司ハ左記ノ事項ヲ掌ル

(一) 鐵道工務ノ監督管理及擴張改良ニ關スル事項
(二) 鐵道路線ノ測定及其ノ工事設計ニ關スル事項
(三) 鐵道建築工事ノ監督管理ニ關スル事項
(四) 鐵道終點及沿線ノ附屬區域市街港埠（波戸場）ノ書
ニ關スル事項
(五) 鐵道工事機械及建築材料購入ノ審査ニ關スル事項
(六) 鐵道機械工場及材料工場ノ建設及管理ニ關スル事項
(七) 省有民有鐵道工務ノ監督管理ニ關スル事項
(八) 其ノ他一切ノ鐵道工事建設ニ關スル事項
(九) 國道公路ノ工務ニ關スル事項

- 第十條 鉄道部々長ハ本部ノ事務ヲ綜理シ所屬職員及各機關ヲ監督ス
- 第十一條 鉄道部ニ政務次長、常務次長各一人ヲ置ク部長ヲ輔佐シテ部務ヲ處理ス
- 第十二條 鉄道部ニ秘書四人乃至八人ヲ置ク部務會議及長官ノ交付セル事項ヲ分掌ス
- 第十三條 鉄道部ニ參事四人乃至六人ヲ置ク本部ニ關スル法律命令ヲ起案審査ス
- 第十四條 鐵道部ニ司長四人ヲ置ク各司ノ事務ヲ分掌ス
- 第十五條 鐵道部ニ專員若干人ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ指定セル事務ヲ處理ス
- 第十六條 鐵道部ニ科長科員各若干人ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ各科ノ事務ヲ處理ス
- 第十七條 鐵道部々長ハ特任・次長・參事・司長及秘書二人・專員四人ハ簡任、其ノ他ノ秘書、專員及科長ハ薦任、科員ハ委任又ハ薦任トス
- 第十八條 鐵道部ニ技監一人簡任、技正十六人乃至二十人其ノ中四人ハ簡任餘ハ薦任、技士二十人乃至三十人其ノ中十四人ハ薦任餘ハ委任、技佐二十人乃至二十四人委任ヲ置ク長官ノ命ヲ承ケ技術事務ヲ處理ス
- 第十九條 鐵道部ニ會計長一人、統計主任一人ヲ置ク歲計・會計・統計等ノ事項ヲ處理ス鐵道部々長ノ指揮監督ヲ受ケ且國民政府主計處組織法ノ規定ニ依リ直接主計處ニ對シ責ヲ負フ
會計處及統計室ニ於テ佐理人員ヲ需用スルトキハ鐵道部及主計處ヨリ本法ノ定ムル薦任・委任ノ人員及履員中ニ就キ協議シテ之ヲ決定スルモノトス

第二十一条 鉄道部ハ行政院會議ノ議決ヲ經テ専門ノ技術人員ヲ選用スルコトヲ得
第二十二条 鉄道部ハ事務上ノ必要ニ依リ適宜雇員ヲ置クコトヲ得
第二十三条 鉄道部處務規程ハ部令ヲ以テ之ヲ定ム
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

11

287

華中調查速報第一七七號

昭和十六年五月

南京市政府公報抄（邦譯） 民國三十年一月三十日 第六十四期

288

興亞院華中連絡部

REEL No. A-0279

0279

アジア歴史資料センター

发送先

一本

華北連絡部次長

蒙疆、廈門各連絡部長官

青島出張所長

漢口、廣東、南京、各派遣員事務所長

在上海、南京、漢口、各日本總領事

杭州、九江、蘇州、蕪湖、各副領事

陸軍參謀次長

支那派遣軍總參謀長

支那派遣軍總司令部報道部長

漢口陸軍特務部長

中支那派遣軍總司令官

上海憲兵隊長

支那方面艦隊參謀長

海軍上海駐在武官長

第一海軍經理部

漢口海軍特務部長

支那方面艦隊報道部長

上海方面海軍根據地隊司令官

漢口上海事務所所長

東亞研究所

東京海軍文書課

外務省大臣官房文書課

中華民國法制研究會

各 " " 各 各

九〇
一一一一一一一一二二
部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部 部

凡例

- 一 本誌の名稱を華中調査速報とす
- 一 調査速報には國民政府公報及各院・部公報並に江蘇・浙江・安徽、各省公報及南京・上海兩市公報の邦譯を掲載す
- 一 調査速報の内容は法規に屬するものは原則として全部之を轉錄する方針なるも特に速報する價値僅少なりと認めらるゝものは翻譯を省略又調令以下は重要なるものゝみを摘錄す
- 一 調査速報は元來華中調査資料として編輯すべきものなるも速急に報告するを適當と認め「速報」とす
- 一 調査速報は華中連絡部政務局の翻譯・總輯に係る

南京市政工務局檢驗車輛規則

(中華民國三十年一月公布)

第一條 本市ニ於テ行駛スル各種車輛ハ總テ本規則ニ依リ検査期間内ニ本局ノ車輛登記所ニ於テ検査ヲ受クベシ

第二條 車輛分類左ノ如シ

- (一) 自動車
- (二) 馬車
- (三) 驟車(驅馬車)
- (四) 板車(荷車)
- (五) 人力車
- (六) 自轉車
- (七) 小車
- (八) 水車(水ヲ運ブ車)

2

1

ハ定員ヲ超ユルコトヲ得ズ

(十二) 貨物自動車ノ積載量三噸以上ナルトキハ運轉席ノ傍ニ後寫鏡一個ヲ懸ケ以テ後方ヨリ來タル車ニ注意スペシ

第四條 馬車ノ検査事項左ノ如シ

- (一) 車體堅固ナリヤ否
- (二) 専輪・草輪ノ延轉真直ナリヤ否輪帶ノゴム完全ナリヤ否
- (三) 車檍(車ノ擔ギ棒)ハ最大ノ馬匹ニ適合スルヤ否
- (四) 車箱坐席ノ各部清潔ナリヤ否
- (五) 幕ノ布地完全ナリヤ否
- (六) 車上ノ脚鉤(脚デ踏ムベニ)及車燈完備ナリヤ否
- (七) 馬匹ニ疾病及聾・盲アリヤ否

第五條 牽車ノ検査事項左ノ如シ

- (一) 車體構造堅固ナリヤ否
- (二) 車體尺度ガ載重數量ニ適合スルヤ否
- (三) 車軸・車輪完全ナリヤ否輪帶ノ鐵ガ道路ヲ破損スル虞
- (四) 牽馬ニ疾病及聾・盲アリヤ否
- (五) 各種板車ノ検査事項左ノ如シ
- (一) 車體構造堅固ナリヤ否
- (二) 車體尺度及載積重量ガ規定ニ適合スルヤ否

甲級板車(荷車)身長ハ三・八米・幅ハ一米・載積重量一千三百石
乙級板車(荷車)ノ長ハ三・五米・幅ハ一米・載積重量九百石
車軸・車輪完全ナリヤ否輪帶若ゴムニ非ズシテ鐵

4 3

ナルトキハ道路ヲ破損スル虞アリヤ否

四 梔棒ノ長ハ人力デ引ク位置ニ適合スルヤ否

第十七條 人力車ノ検査事項左ノ如シ
（一）車體、車軸、車輪、鋼板（震動防禦ノ緩和バネ）正確完全ナリヤ否

（二）泥除、幌、坐席等清潔完備セルヤ否

（三）棍棒ノ長短及兩方ノ距離適當ナリヤ否

（四）ベル、車燈ノ設備完全ナリヤ否

第八條 自轉車ノ検査事項左ノ如シ

（一）車上ノ零細物完備セルヤ否

（二）車體、車軸、車輪堅固完備ナリヤ否

（三）制動機及ベル等ノ裝置アリヤ否

第九條 各種小車ノ検査事項左ノ如シ

（一）貨物箱車ノ構造符合スルヤ否載積重量面積一・五米タ
超ユルコトヲ得ズ

（二）一輪又ハ雙輪ノ小手車ノ構造適合セルヤ否

（三）各種小車ノ載積重量ハ二百斤ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十條 水車ノ検査事項左ノ如シ

（一）水ヲ載積スル箱ハ大キ過グルコトヲ得ズ
（二）水箱ニ水漏アリヤ否

（三）棍棒、車軸、車輪堅固ナリヤ否

第十一條 規定ニ合ハザル各種車輛ハ不合格ト認メ登記セシメズ

指正セル各項ニ依リ之ヲ調整シタル後ニ再検査ヲ行ヒ之ガ合格シタルモノニ限り始テ鑑札ヲ受領シテ行驶スルコトヲ得

第十二條 各種車輛ニシテ若内部ノ構造ヲ變更セルトキハ五日内ニ本局ニ報告シテ再検査ヲ受クベシ

第

十三

條

本規則未ダ盡サザルソ事項アル事件ハ隨時之ヲ修正ス

第十四

條 本規則公布後之ヲ公佈施行ス

等

ルコトヲ得ハシテ改定シ得ル事ニ依リテ當初之ヲ施行

等

事項ニ付シテ改定シ得ル事ニ依リテ當初之ヲ施行

等

事項ニ付シテ改定シ得ル事ニ依リテ當初之ヲ施行